

議案第9号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年1月28日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の年次有給休暇の見直しに伴い、一部規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 年 月世田谷区規則第 号）の適用を受けていた会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。以下同じ。）が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該会計年度任用職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与された日数に、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えて得た日数とする。

第14条の2に次の1項を加える。

- 3 第13条第3項に規定する会計年度任用職員であって、この規則の適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与された日数に、別表第2の2に定める日数を加えて得た日数とする。

第15条第1項中「年次有給休暇」の次に「の日数」を加え、「のとおりに」を「に定める日数」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による年次有給休暇を付与された後、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じて得た日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。

第15条に次の1項を加える。

- 3 臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうちその年度に使用しなかった日数があるときは、20

日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年度の前年度（新たに臨時的に任用された職員となった者については、その年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間）における勤務実績が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (年次有給休暇の付与)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和 年 月世田谷区規則第 号)の適用を受けていた会計年度任用 職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任 用職員をいう。以下同じ。)が引き続いてこの規則の適用を受ける 場合における当該会計年度任用職員のその年度の年次有給休暇の日 数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用すること ができる日数のうちその年度に付与された日数に、この規則の適用 を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えて得 た日数とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第13条第3項に規定する会計年度任用職員であつて、この規則の 適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその 年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則 の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数の うちその年度に付与された日数に、別表第2の2に定める日数を加 えて得た日数とする。</p> <p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用 期間中の年次有給休暇の日数は、別表第3に定める日数とする。</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (年次有給休暇の付与)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用 期間中の年次有給休暇は、別表第3のとおりとする。</p>

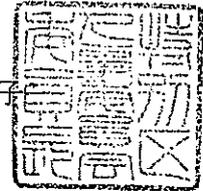
改正後	改正前
<p>2 前項の規定による年次有給休暇を付与された後、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じて得た日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。</p>	<p>2 前項に規定する年次有給休暇は、職員が引き続き任用された場合においても、繰り越さない。</p>
<p>3 臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうちその年度に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年度の前年度（新たに臨時的に任用された職員となった者については、その年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間）における勤務実績が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。</p> <p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>



31 特人委給第 746 号
令和 2 年 1 月 22 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部改正について（回答）

令和 2 年 1 月 15 日付 31 世教職第 924 号により承認申請のあった下記規
則案について承認します。

記

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則